

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月25日
【事業年度】	第4期（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）
【会社名】	三協・立山ホールディングス株式会社
【英訳名】	Sankyo-Tateyama Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 要 明 英 雄
【本店の所在の場所】	富山県高岡市早川70番地
【電話番号】	高岡局(0766)20—2122
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理室部長 大 原 達 夫
【最寄りの連絡場所】	富山県高岡市早川70番地
【電話番号】	高岡局(0766)20—2122
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理室部長 大 原 達 夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年8月30日に提出いたしました第4期（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(5) (略)

(6)、(7)、(8) 記載なし

(訂正後)

(1)～(5) (略)

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

また、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款で定めております。

(7) 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行できるようにするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

また、当社は、株主に対し機動的な利益還元を行えるようにするため、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会特別決議に必要な定足数の確保をより確実にするため、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。